

吸収合併に係る事後開示書類

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める事項)

2026 年 6 月 2 日

株式会社佐藤渡辺

2026 年 6 月 2 日

吸収合併に係る事後開示書類

東京都港区南麻布一丁目 18 番 4 号
株式会社佐藤渡辺
代表取締役社長 鎌田 修治

株式会社佐藤渡辺（以下、「当社」といいます。）は、2026 年 4 月 1 日付であすなろ道路株式会社（以下、「あすなろ道路」といいます。）との間で締結した合併契約書に基づき、2026 年 6 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、あすなろ道路を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」といいます。）を行いました。

本合併に関する会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める事後開示事項は下記のとおりです。

記

1. 本合併が効力を生じた日

2026 年 6 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における次に掲げる事項

（1）反対株主の差止請求（会社法第 784 条の 2）

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の差止請求について該当事項はありません。

（2）反対株主の買取請求（会社法第 785 条）

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当事項はありません。

（3）新株予約権買取請求（会社法第 787 条）

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

（4）債権者の異議（会社法第 789 条）

吸収合併消滅会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定により、2026 年 4 月 6 日付で官報及び北海道新聞において、債権者に対し本合併に対する異議申述の催告を行いました。

たが、所定の期間内に同条第1項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における次に掲げる事項

(1) 反対株主の差止請求（会社法第796条の2）

当社において、本合併は会社法第796条第2項本文に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の買取請求（会社法第797条）

当社において、本合併は会社法第796条第2項本文に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議（会社法第799条）

当社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定により、2026年4月6日付の官報及び電子公告において、債権者に対し本合併に対する異議申述の催告を行いましたが、所定の期間内に同条第1項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日である2026年6月1日をもって、吸収合併消滅会社の資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継いたしました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面

別紙のとおりです。

6. 会社法第921条の変更の登記をした日

2026年6月15日（予定）

7. その他本合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

吸収合併に係る事前開示書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める事項)

2026 年 4 月 3 日

あすなろ道路株式会社

2026 年 4 月 3 日

吸収合併に係る事前開示書類

北海道札幌市中央区南一条東一丁目 2 番地の 1

あすなろ道路株式会社

代表取締役社長 岡村 秀豊

あすなろ道路株式会社（以下、「当社」といいます。）は、2026 年 4 月 1 日付で株式会社佐藤渡辺（以下、「佐藤渡辺」といいます。）との間で締結した合併契約書に基づき、2026 年 6 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、佐藤渡辺を吸収合併存続会社とする吸収合併（以下、「本合併」といいます。）を行うことといたしました。

本合併に関し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容
別紙 1 のとおりです。
2. 合併対価の相当性に関する事項
完全親子間会社の合併につき、合併対価の交付はありません。
3. 合併対価について参考となるべき事項
該当事項はありません。
4. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項
該当事項はありません。
5. 計算書類等に関する事項
【吸収合併存続会社】
(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（E D I N E T）によりご覧いただけます。

- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

【吸収合併消滅会社】

- (1) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

6. 吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併効力発生日以後の吸収合併存続会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併効力発生日以後の吸収合併存続会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況につきまして、吸収合併存続会社の債務履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予想されておりません。従いまして、本合併効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みはあるものと判断しております。

以上



合併契約書

株式会社佐藤渡辺（以下「甲」という。）及びあすなろ道路株式会社（以下「乙」という。）は、両社の合併（以下「本合併」という。）に関して次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条 （合併の形式）

甲、乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する。

2 本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

（1） 吸収合併存続会社（甲）

商号 株式会社佐藤渡辺

住所 東京都港区南麻布一丁目 18 番 4 号

（2） 吸収合併消滅会社（乙）

商号 あすなろ道路株式会社

住所 北海道札幌市中央区南一条東一丁目 2 番地の 1

第 2 条 （無対価合併）

本合併は、完全親会社である甲と完全子会社である乙との合併であることから、無対価合併とし、甲は、本合併に際し、乙の株主に対して普通株式その他の株式を割当交付せず、乙の株式は、効力発生日に消滅することとする。

第 3 条 （効力発生日）

本合併の効力発生日は、2026 年 6 月 1 日とする。ただし、合併手続きの進行に応じ必要があるときは、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

第 4 条 （財産の引継ぎ）

乙は、2025 年 3 月 31 日現在の貸借対照表、財産目録その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日に甲に引き継ぎ、甲はこれを承継するものとする。

第 5 条 （善管注意義務）

甲、乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙が協議の上これを行う。

第 6 条 （従業員の処遇）

甲は、効力発生日において、乙の従業員を甲の従業員として引続き雇用する。ただし、勤務年数については、乙における年数を通算するものとし、その他の細目については甲及び乙が協議の上、決定する。

第 7 条 （合併承認）

甲及び乙は、本合併は、甲にとって簡易合併、乙にとって略式合併の要件を満たすことを相互に確認する。

第 8 条 （合併条件の変更等）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲、乙の財産若しくは事業運営に重大な変動を生じたときは、甲及び乙が協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 9 条 （本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲及び乙が協議の上、これを決定する。

本契約の締結を証するため、本書 1 通を作成し、各自記名押印のうえ、甲が保管し、その写しを乙が保有する。

2026 年 4 月 1 日

（甲） 東京都港区南麻布1丁目18番4号

株式会社 佐藤 渡 辺

代表取締役 鎌田修治

（乙） 札幌市中央区南一条東一丁目2番地の1

あすなろ道路株式会社

代表取締役社長 岡村秀豊